

【別紙】

大分県エネルギー産業企業会 水素利活用セミナー及び水素エネルギー普及啓発イベント開催事業委託業務 仕様書

1 業務名

水素利活用セミナー及び水素エネルギー普及啓発イベント開催事業委託業務

2 委託期間

契約締結の日から令和5年11月30日まで

3 目的

大分県は、九州唯一の石油化学コンビナートを有しており、ここから排出される副生水素の量は全国のコンビナートの約1割を占めると言われている。そのほか、豊富な地熱やバイオマス資源などを元にした再生可能エネルギーの自給率は全国トップクラスであるなど、水素製造に関する様々なポテンシャルを有している。また、港湾地域に大規模な製造業が立地しており、将来、大規模な水素需要が期待されている。

これらの優位性を活かし、大分県では県内で水素を製造し、県内での利活用を進める「大分県版水素サプライチェーン」の構築により、大分モデルによる水素社会の実現を目指している。

「大分県版水素サプライチェーン」の構築に向けては、水素の需要と供給をバランスよく立ち上げていくだけでなく、水素の社会受容性を向上させていくことも必要である。本事業では令和5年11月2日（木）に開催を予定している「KOSEN 水素フォーラム 2023 in OITA」（主催：独立行政法人国立高専機構）と連動し、水素の利活用を促進するセミナーを開催するとともに水素エネルギーの社会受容性を高めるための県民等を対象としたイベント事業を実施するものである。

4 業務内容

（1）水素利活用セミナーの開催

- ・11月2日（木）にビーコンプラザ・レセプションホールを会場とし、水素利活用の促進を図るセミナーを開催する。
- ・セミナーでは、水素をエネルギーとして活用する機器や設備を製造・販売するメーカー等を発表者とし、県内の事業者等を対象として実施するものとする。
- ・セミナーでは講演と合わせて上記発表者と来場者との商談等が実施できるブースを会場内に設置すること。
- ・講演を実施するメーカー等の選定については、発注者と協議のうえ決定するものとする。
- ・セミナーの事務局運営については以下を実施すること。
 - ア セミナープログラム及び会場レイアウトの作成
 - イ セミナー運営に必要な人員の配置
 - ウ 来場者数の集計

エ アンケートの実施

- ・セミナーの実施にあたっては、「KOSEN 水素フォーラム 2023 in OITA」の主催者と連携を図りながら事業を実施すること。

(2) 水素エネルギー普及啓発イベントの開催

- ・11月2日（木）、11月3日（金・祝）にビーコンプラザ・芝広場を会場とし、水素エネルギー普及啓発イベントを開催する。
- ・水素エネルギー普及啓発イベントの来場対象者は、企業、自治体、学生など幅広い層を対象とし、発注者の意向を踏まえ、自由な発想により企画案を作成し、発注者の承認を得た上で内容を確定させること。なお、企画案は、県内における水素エネルギーの社会受容性向上を目的するため、以下の内容を含めること。
 - ① 一般的な水素エネルギーの紹介や県内で進められている水素に関連する取組の紹介
 - ② 水素関連機器の展示や水素体験イベントを実施
 - ③ 著名人が水素エネルギーを紹介・体験する等のステージイベントを実施
 - ④ ノベルティの作成
- ・イベントの名称については、企画提案内容によるものを仮称とし、最終的な名称は、受注者からの提案を元に協議のうえ、決定する。
- ・イベントの事務局運営については以下を実施すること。
 - ア イベントに関する問い合わせ窓口の設置・問い合わせ対応
 - イ イベントプログラム及び会場レイアウトの作成
 - ウ イベント運営に必要な人員の手配
 - エ 来場者数の集計
 - オ アンケートの実施
- ・イベントの実施にあたっては、「KOSEN 水素フォーラム 2023 in OITA」の主催者及びその他大分県エネルギー産業企業会が活用する国の事業等との連携を図りながら事業を実施すること。

(3) 水素利活用セミナー及び水素エネルギー普及啓発イベントの広報

- ・各種広報媒体を活用し、十分な予算をかけた効果的な広報宣伝を計画・実施すること。

(4) 会場の確保について

- ・大分県エネルギー産業企業会において、すでに11月2日（木）、11月3日（金・祝）における会場は確保済みであることに留意すること。

5 実施体制

本事業を円滑に遂行するため、以下の体制を整えること。

- (1) 業務全体の責任者の配置
- (2) 業務執行に必要な人員の確保

6 経費負担

本事業の実施に係る一切の経費は、本業務委託料で対応すること（施設利用料を含む）。ただ

し、受託者の責めに帰す理由で発生したキャンセル料や遅延損害金等は本業務委託料の対象としない。

7 成果品

受託者は、委託業務を完了したときは、速やかに成果品として実績報告書（任意様式）の印刷物1部（A4版）及び電子機器媒体一式を発注者に提出しなければならない。

なお、実績報告書には次の内容を盛り込むこと。

- (1) セミナー及びイベントの企画運営に関する内容
- (2) セミナー及びイベントの当日写真
- (3) 広報の実績
- (4) アンケート集計・分析結果
- (5) 大分県エネルギー産業企業会 HP に掲載可能なコンテンツデータ
- (6) その他発注者が必要と認めるもの

8 契約に関する条件等

- (1) 本業務に関するトラブル等に関しては、受注者が責任を持って対応すること。
- (2) 受注者は、個人情報の保護や労働基準法、労働関係調整法、労働契約法、水素ガスの取扱に関する諸法令等を遵守すること。
- (3) 本事業を通して知り得た個人情報については、他に漏洩してはならない。
- (4) 個人情報については、他の目的で使用すること及び売買することを禁止する。
- (5) 上記(3)及び(4)については、本事業の委託契約が終了した後も同様とする。
なお、個人情報が記載された資料については、事業完了後、発注者に返還すること。
- (6) 委託業者に関連する書類・領収書等は、委託事業の完了した日の属する会計年度の翌年度から5年間保存するものとする。

9 その他

仕様に定めのない事項、疑義が生じたときは、発注者・受注者協議の上、決定するものとする。